

令 和 元 年

第 2 回 定 例 会 議 案

北 海 道 恵 庭 市

報告第1号

平成30年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費について

平成30年度恵庭市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

平成30年度恵庭市一般会計繰越明許費繰越計算書

(円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	財源内訳					
					既定財源	未収入 国・道支 出金	特定財源	その他の 市債	一般財源	
4衛生費	3清掃費	施設周辺地域対策事業費 (西3線道路整備工事に伴う附帯工事)	3,549,000	3,548,680					3,100,000	448,680
6農林水産業費	1農林費	農業振興対策事業費 (被災農業者向け強い農業づくり事業補助金)	115,519,000	63,437,000		(道) 54,612,000	8,825,000			
6農林水産業費	1農林費	畜産振興事業費 (畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金)	435,121,000	435,121,000		(道) 435,121,000				
7商工費	1商工費	プレミアム付商品券事業費 (プレミアム付商品券事務委託) (国の補正予算(第2号)による実施)	5,323,000	5,323,000		(国) 5,323,000				
7商工費	1商工費	花の拠点整備事業費 (地方創生拠点整備交付金及び環境省補助金事業) (国の補正予算(第2号)による実施)	679,749,000	679,749,000		(国) 309,223,000	101,000	326,900,000	43,525,000	
9消防費	1消防費	災害応急対策費(台風第21号) (倒木等処理委託)	5,000,000	5,000,000						5,000,000
10教育費	2小学校費	恵庭小学校長寿命化改良事業費 (学校施設環境改善交付金事業) (国の補正予算(第2号)による実施)	167,669,000	167,669,000		(国) 47,816,000			119,700,000	153,000
	3中学校費	恵み野中学校トイレ改修事業費 (学校施設環境改善交付金事業) (国の補正予算(第2号)による実施)	68,127,000	68,127,000		(国) 12,929,000			55,100,000	98,000
合計			1,480,057,000	1,427,974,680		(国) 375,291,000 (道) 489,733,000	8,926,000	504,800,000	49,224,680 (繰越金) 43,776,000 (財政調整基金織入金) 5,448,680	

報告第2号

平成30年度恵庭市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費について

平成30年度恵庭市土地区画整理事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり
調製したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により
報告する。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

平成30年度恵庭市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(円)

款	項	事 業 名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳						
					既 收 入	未 收 入	特 定 財 源	國 ・ 道 支 出 金	そ の 他	市 債	一 般 財 源
1 土地区画整理事業費	1 事 業 費	恵 庭 駅 西 口 土 地 区 画 整 理 事 業 費 (社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 事 業)	135,989,000	135,988,320			(国)	81,592,992		48,900,000	5,495,328
合 計			135,989,000	135,988,320			(国)	81,592,992		48,900,000	5,495,328 (繰越金) 5,495,328

報告第3号

平成30年度恵庭市水道事業会計予算の繰越について

平成30年度恵庭市水道事業会計予算の繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

平成30年度恵庭市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳	不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						損益勘定 留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	相生通外1 配水管布設工 事	円 6,300,000	円 0	円 6,300,000	円 6,300,000	円 0	円 0	道路工事の附帯 工事として行う予 定だった水道管布 設工事について、 補償物件の移転 時期が遅れたこと により、施工ができ なかつたため。

報告第4号

平成30年度恵庭市下水道事業会計継続費過次繰越について

平成30年度恵庭市下水道事業会計継続費繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告する。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

平成30年度恵庭市下水道事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による建設改良費の継続費繰越額

款	項	事業名	継続費の総額	平成30年度継続費予算現額			支払義務 発生額	翌年度 通次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計			国庫補助金	企業債	当年度損益 勘定留保資 金	
1資本的支出	1建設改良費	汚泥乾燥施設建設工事	円 2,085,000,000	円 448,000,000	円 0	円 448,000,000	円 398,900,000	円 49,100,000	円 11,000,000	円 35,585,000	円 2,515,000	円 0

報告第5号

平成30年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越について

平成30年度恵庭市下水道事業会計予算の繰越計算書を別紙のとおり調製したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

平成30年度恵庭市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説 明
						企業債	損益勘定 留保資金			
1資本的支出	1建設改良費	相生地区 管渠布設工事	円 20,000,000	円 0	円 20,000,000	円 18,015,000	円 1,985,000	円 0	円	道路工事の附帯 工事として行う予 定だった下水道管 布設工事につい て、補償物件の移 転時期が遅れたこ とにより、施工がで きなかったため。

議案第1号

人権擁護委員候補者の推薦の同意について

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、人権擁護委員候補者を次のとおり推薦したいので同意を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

[氏名] 阪井 すみ子

[住所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

[氏名] 石山 香織

[住所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

[氏名] 野原 聰

[住所]

[REDACTED]

[生年月日]

[REDACTED]

参考資料

人権擁護委員候補者の推薦

推薦する委員（新任）

氏名	阪井すみ子	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]		
任期	自 令和元年10月1日 ~ 至 令和4年9月30日		
最終学歴	[REDACTED]		

<職歴>

昭和47年	4月～昭和52年	3月	夕張市立楓小学校 教諭
昭和52年	4月～昭和58年	3月	札幌市立南月寒小学校 教諭
昭和58年	4月～昭和63年	3月	札幌市立清田南小学校 教諭
昭和63年	4月～平成7年	3月	札幌市立真栄小学校 教諭
平成7年	4月～平成13年	3月	札幌市立平岡中央小学校 教諭
平成13年	4月～平成15年	3月	札幌市立美しが丘小学校 教頭
平成15年	4月～平成18年	3月	札幌市立平岡中央小学校 教頭
平成18年	4月～平成22年	3月	札幌市立上野幌小学校 校長
平成22年	4月～平成26年	4月	札幌市南区P.T.A連合会 事務局長

退任となる委員

氏名	石山香織	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]		
任期	自 平成28年7月1日 ~ 至 令和元年9月30日		
退任事由	任期満了		

推薦する委員（再推薦）

氏名	石山香織	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]		
任期	自 令和元年10月1日 ~ 至 令和4年9月30日		
最終学歴	[REDACTED]		

<公職歴>

平成20年 6月 ~ 平成30年 5月 恵庭市環境審議会委員

平成28年 7月 ~ 現在 人権擁護委員

<職歴>

昭和57年 4月 ~ 平成 3年 3月 リコーインターナショナル株式会社

退任となる委員

氏名	野原聰	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]		
任期	自 平成28年10月1日	～ 至 令和元年9月30日	
退任事由	任期満了		

推薦する委員（再推薦）

氏名	野原聰	生年月日	[REDACTED]
住所	[REDACTED]		
任期	自 令和元年10月1日	～ 至 令和4年9月30日	
最終学歴	[REDACTED]		

<公職歴>

昭和62年 5月～平成19年 4月	恵庭市議会議員
平成19年12月～現在	民生委員児童委員
平成25年 7月～現在	人権擁護委員
平成26年 2月～平成30年 2月	恵庭市町内会連合会会长
平成27年 5月～平成30年 2月	恵庭市社会福祉協議会副会長

<職歴>

平成 2年 6月～平成 2年12月	有限会社野原商店代表取締役
-------------------	---------------

根拠法令	人権擁護委員法
定数	10人
任期	3年
資格（推薦）要件	市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。
禁止事項等	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで若しくは執行を受けることがなくなるまでの者、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあった者又は日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法若しくはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入した者のいざれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

議案第2号

惠庭市税条例等の一部改正について

惠庭市税条例等の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

惠庭市長 原 田 裕

記

惠庭市税条例等の一部を改正する条例

(惠庭市税条例の一部改正)

第1条 惠庭市税条例(昭和51年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「)、第54条、第75条」の次に「、第88条の6第1項」を加え、「納期の」を「納期限の」に改め、同条第2号及び第3号中「第105条第1項」を「第88条の6第1項の申告書、第105条第1項」に改める。

第22条中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第87条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第87条第3項本文中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に

改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第87条の2を削る。

第88条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第88条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第88条の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第88条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。

(1) 救急用のもの

(環境性能割の課税標準)

第88条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第88条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第88条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第88条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第88条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第88条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第97条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条各号列記以外の部分中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

　営業用 年額 6,900円

　自家用 年額 1万800円

b 貨物用のもの

　営業用 年額 3,800円

　自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第90条（見出しを含む。）及び第92条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第93条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を

「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項本文及び第3項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「第87条第2項」を「第88条第1項」に改める。

第94条の見出し中「軽自動車」を「種別割」に改め、同条第1項中「第87条第2項」を「第88条第1項」に改める。

第96条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項各号列記以外の部分及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第97条の見出しを「（身体障害者等に対する種別割の減免）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税を課さない」を「種別割を減免する」に改め、同項第1号本文中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「軽自動車税」を「種別割」に、「課税免除」を「減免」に改め、同項第1号中「課税免除」を「減免」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に、「課税免除」を「減免」に改める。

第98条第1項本文中「新たに」を「新たに」に改め、同条第2項中「第87条の2」を「第88条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第8項前段中「き損」を「毀損」に、「ま滅」を「摩滅」に改め、同項後段中「き損」を「毀損」に改める。

附則第15条の次に次の7条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第87条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

- 2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の6の規定により読み替えられた第88条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第15条の4 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、法第445条第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第88条の2の規定にかかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車とする。

- 2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、法第445条第2項の規定を受

けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。

第15条の5 市長は、当分の間、第88条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の6 第88条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「北海道知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の7 市は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第88条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第88条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「法附

則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する」に、「法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分」を「月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3, 900円	4, 600円
第2号ア(ウ)a	6, 900円	8, 200円
	1万800円	1万2, 900円
第2号ア(ウ)b	3, 800円	4, 500円
	5, 000円	6, 000円

附則第16条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に改め、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3, 900円	1, 000円
第2号ア(ウ)a	6, 900円	1, 800円
	1万800円	2, 700円
第2号ア(ウ)b	3, 800円	1, 000円
	5, 000円	1, 300円

附則第16条第3項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に改め、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3, 900円	2, 000円
第2号ア(ウ)a	6, 900円	3, 500円
	1万800円	5, 400円
第2号ア(ウ)b	3, 800円	1, 900円
	5, 000円	2, 500円

附則第16条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3, 900円	3, 000円
第2号ア(ウ)a	6, 900円	5, 200円
	1万800円	8, 100円
第2号ア(ウ)b	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第17条の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

(恵庭市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 恵庭市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第89条及び新条例」を「恵庭市税条例第89条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第89条第2号ア(イ)	3, 900円	3, 100円
第89条第2号ア(ウ) a	6, 900円	5, 500円
	1万800円	7, 200円
第89条第2号ア(ウ) b	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円
附則第16条第1項	第89条	恵庭市税条例の一部を改正する 条例（平成26年条例第14号。 以下この条において「平成26年 改正条例」という。）附則第5条 の規定により読み替えて適用さ れる第89条
附則第16条第1項 の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条 の規定により読み替えて適用さ れる第89条第2号ア(イ)
	3, 900円	3, 100円
附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ)aの 項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条 の規定により読み替えて適用さ れる第89条第2号ア(ウ)a
	6, 900円	5, 500円
	1万800円	7, 200円
附則第16条第1項 の表第2号ア(ウ)bの 項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第5条 の規定により読み替えて適用さ れる第89条第2号ア(ウ)b
	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

第3条 恵庭市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように

改正する。

附則第6条第7項の表第10条第3号の項中「第105条第1項」を「第88条の6第1項の申告書、第105条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の恵庭市税条例（以下「新条例」という。）第22条の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

恵庭市税条例新旧対照表（抄）<第1条関係>

現行	改正案
<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>第1条～第7条（略）</p> <p>（納税証明事項）</p> <p>第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>第9条（略）</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条(第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第54条、第75条<u>_____</u>、第90条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第138条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期の延</p>	<p>第9条（略）</p> <p>（納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金）</p> <p>第10条 納税者又は特別徴収義務者は、第33条、第39条、第40条若しくは第43条(第55条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第44条の4第1項(第44条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第45条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第54条、第75条、第88条の6第1項、第90条第2項、第105条第1項若しくは第2項、第109条第2項、第112条、第138条第1項又は第145条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延</p>

現行	改正案
<p>長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第 105 条第 1 項</u> 若しくは第 2 項の申告書又は第 138 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第 105 条第 1 項</u> 若しくは第 2 項の申告書又は第 138 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(4)~(6) (略)</p>	<p>長があったときは、その延長された納期限とする。以下第 1 号、第 2 号及び第 5 号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第 1 号から第 4 号までに掲げる期間並びに第 5 号及び第 6 号に定める日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第 88 条の 6 第 1 項の申告書、第 105 条第 1 項</u>若しくは第 2 項の申告書又は第 138 条第 1 項の申告書に係る税額(第 4 号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第 88 条の 6 第 1 項の申告書、第 105 条第 1 項</u>若しくは第 2 項の申告書又は第 138 条第 1 項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間</p> <p>(4)~(6) (略)</p>
<p>第 11 条～第 21 条 (略)</p> <p>(法人税割の税率)</p>	<p>第 11 条～第 21 条 (略)</p> <p>(法人税割の税率)</p>

現行	改正案
<p>第 22 条 法人税割の税率は、<u>100 分の 12.1</u>とする。</p> <p>第 23 条～第 86 条（略）</p> <p>（軽自動車税の納稅義務者等）</p> <p>第 87 条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。</u></p> <p>2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第 443 条第 1 項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては_____、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの_____については、これを課さない。</p> <p>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</p> <p>第 87 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</p>	<p>第 22 条 法人税割の税率は、<u>100 分の 8.4</u>とする。</p> <p>第 23 条～第 86 条（略）</p> <p>（軽自動車税の納稅義務者等）</p> <p>第 87 条 <u>軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</u></p> <p>2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。</p> <p>3 軽自動車等の所有者が法第 445 条第 1 項の規定により種別割_____を課することができない者である場合には、<u>第 1 項の規定にかかわらず、</u>その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する<u>軽自動車等</u>については、これを課さない。</p>

現行	改正案
<p>(1) 救急用のもの</p> <p>第 88 条 削除</p>	<p>(軽自動車税のみなす課税)</p> <p>第 88 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を 3 輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第 444 条第 3 項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した 3 輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第 2 条第 5 項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した 3 輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第 1 項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</p> <p>4 法の施行地外で 3 輪以上の軽自動車を取得した者が、当該 3 輪以上の</p>

現行	改正案
	<p><u>軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。</u></p> <p><u>(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)</u></p> <p><u>第 88 条の 2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p> <p><u>(1) 救急用のもの</u></p> <p><u>(環境性能割の課税標準)</u></p> <p><u>第 88 条の 3 環境性能割の課税標準は、3 樽以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第 15 条の 10 に定めるところにより算定した金額とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の税率)</u></p> <p><u>第 88 条の 4 次の各号に掲げる3 樽以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。</u></p> <p><u>(1) 法第 451 条第 1 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 1</u></p>

現行	改正案
	<p>(2) 法第 451 条第 2 項(同条第 4 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100 分の 2</p> <p>(3) 法第 451 条第 3 項の規定の適用を受けるもの 100 分の 3</p> <p><u>(環境性能割の徴収の方法)</u></p> <p>第 88 条の 5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならぬ。</p> <p><u>(環境性能割の申告納付)</u></p> <p>第 88 条の 6 環境性能割の納税義務者は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる 3 輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</p> <p>2 3 輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第 454 条第 1 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第 33 号の 4 様式による報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(環境性能割に係る不申告等に関する過料)</u></p> <p>第 88 条の 7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつ</p>

現行	改正案
<p>(<u>軽自動車税の税率</u>)</p> <p>第 89 条 <u>軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し</u>、 1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p><u>2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円</u></p> <p><u>3輪のもの 年額 3,900 円</u></p> <p><u>4輪以上のもの</u></p>	<p><u>た場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</u></p> <p>2 <u>前項の過料の額は、情状により、市長が定める。</u></p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第 88 条の 8 <u>市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第97条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p> <p><u>(種別割 の税率)</u></p> <p>第 89 条 <u>次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>ア 軽自動車</p> <p>(ア) <u>2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600 円</u></p> <p>(イ) <u>3輪のもの 年額 3,900 円</u></p> <p>(ウ) <u>4輪以上のもの</u></p>

現行	改正案
<u>乗用のもの</u> <u>営業用</u> 年額 <u>6,900円</u> <u>自家用</u> 年額 <u>1万800円</u>	<u>a 乗用のもの</u> <u>営業用</u> 年額 <u>6,900円</u> <u>自家用</u> 年額 <u>1万800円</u>
<u>貨物用のもの</u> <u>営業用</u> 年額 <u>3,800円</u> <u>自家用</u> 年額 <u>5,000円</u>	<u>b 貨物用のもの</u> <u>営業用</u> 年額 <u>3,800円</u> <u>自家用</u> 年額 <u>5,000円</u>
<u>専ら雪上を走行するもの</u> 年額 <u>3,600円</u>	<u>(エ) 専ら雪上を走行するもの</u> 年額 <u>3,600円</u>
<u>イ 小型特殊自動車</u> <u>農耕作業用のもの</u> 年額 <u>2,400円</u> <u>その他のもの</u> 年額 <u>5,900円</u>	<u>イ 小型特殊自動車</u> <u>(ア) 農耕作業用のもの</u> 年額 <u>2,400円</u> <u>(イ) その他のもの</u> 年額 <u>5,900円</u>
(3) (略)	(3) (略)
<u>(軽自動車税の賦課期日及び納期)</u> 第 90 条 <u>軽自動車税</u> の賦課期日は、4月1日とする。	<u>(種別割</u> ____の賦課期日及び納期) 第 90 条 <u>種別割</u> ____の賦課期日は、4月1日とする。
2 <u>軽自動車税</u> の納期は、5月16日から同月31日までとする。	2 <u>種別割</u> ____の納期は、5月16日から同月31日までとする。
第 91 条 (略)	第 91 条 (略)
<u>(軽自動車税の徴収の方法)</u> 第 92 条 <u>軽自動車税</u> は、普通徴収の方法によって徴収する。	<u>(種別割</u> ____の徴収の方法) 第 92 条 <u>種別割</u> ____は、普通徴収の方法によって徴収する。

現行	改正案
<p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第 93 条 <u>軽自動車税</u>の納稅義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下<u>本節</u>において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び<u>二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第 33 号の 4 様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び<u>二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第 33 号の 4 様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び<u>二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第 33 号の 4 様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>	<p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p> <p>第 93 条 <u>種別割</u>の納稅義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下<u>この節</u>において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から 15 日以内に、軽自動車及び<u>2 輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第 33 号の 4 の 2 様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 15 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び<u>2 輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第 33 号の 4 の 2 様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 33 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p> <p>3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から 30 日以内に、軽自動車及び<u>2 輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則<u>第 33 号の 4 の 2 様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 34 号様式による申告書を市長に提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>4 第<u>87条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(<u>軽自動車</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第94条 軽自動車等の所有者等又は第<u>87条第2項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に對し10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の減免)</p> <p>第96条 市長は、公益のため直接専用する<u>ものと認める</u>軽自動車等_____に対しては、<u>軽自動車税</u>を減免することができる。</p> <p>2 前項の規定によって<u>軽自動車税</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する</p>	<p>4 第<u>88条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第94条 軽自動車等の所有者等又は第<u>88条第1項</u>に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に對し10万円以下の過料を科する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第95条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の減免)</p> <p>第96条 市長は、公益のため直接専用する_____軽自動車等のうち<u>必要と認める</u>ものに対しては、<u>種別割</u>を減免する_____。</p> <p>2 前項の規定によって<u>種別割</u>の減免を受けようとする者は、納期限までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する</p>

現行	改正案
<p>書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>軽自動車税の減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p><u>(軽自動車税の課税免除)</u></p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等_____に対しては、<u>軽自動車税を課さない</u>。</p> <p>(1) 身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「障害者」という。)が所有する軽自動車等(障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)であって、障害者若しくは障害者と生計を一にする者が運転するもの又は障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が専ら当該障害者のために運転するものうち、<u>市長が必要と認めるもの</u>。ただし、対象となる障害者1人につき1台に限るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>軽自動車税の課税免除</u>を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交</p>	<p>書類を添付し、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>3 第1項の規定によって<u>種別割</u>_____の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p><u>(身体障害者等に対する種別割の減免)</u></p> <p>第97条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、<u>種別割を減免する</u>。</p> <p>(1) 身体又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「障害者」という。)が所有する軽自動車等(障害者と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)であって、障害者若しくは障害者と生計を一にする者が運転するもの又は障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が専ら当該障害者のために運転するもの_____。ただし、対象となる障害者1人につき1台に限るものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 前項第1号の規定によって<u>種別割</u>_____の<u>減免</u>_____を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交</p>

現行	改正案
<p>付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された障害者又は障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に<u>課税免除</u>を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>課税免除</u>を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)並びに<u>課税免除</u>を受ける者が障害者と生計を一にする者である場合には、当該障害者との関係</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号の規定によって<u>軽自動車税の課税免除</u>を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第 2 項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>	<p>付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳等」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 92 条の規定により交付された障害者又は障害者と生計を一にする者若しくは障害者(障害者のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に<u>減免</u>を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>減免</u>を受ける者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあっては、氏名及び住所)並びに<u>減免</u>を受ける者が障害者と生計を一にする者である場合には、当該障害者との関係</p> <p>(2)~(6) (略)</p> <p>3 第 1 項第 2 号の規定によって<u>種別割</u>の<u>減免</u>を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第 2 項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p>

現行	改正案
<p>4 第1項の規定により、<u>軽自動車税の課税免除</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第98条 <u>新らたに</u>原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第93条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 法第443条若しくは<u>第87条の2</u>又は第87条第3項ただし書の規定によって<u>軽自動車税</u>を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>軽自動車税</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは<u>第87条の2</u>又は第87条第3項ただし書の</p>	<p>4 第1項の規定により、<u>種別割</u>の<u>減免</u>を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)</p> <p>第98条 <u>新たに</u>原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者等となった者は、市長に対し、第93条第1項の申告書を提出する際、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示(市長が、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出。次項において同じ。)をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 法第445条若しくは<u>第88条の2</u>又は第87条第3項ただし書の規定によって<u>種別割</u>を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を提示して、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割</u>を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは<u>第88条の2</u>又は第87条第3項ただし書の</p>

現行	改正案
規定によって <u>軽自動車税</u> を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。	規定によって <u>種別割</u> ____を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。
3~6 (略)	3~6 (略)
7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して <u>軽自動車税</u> が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。	7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して <u>種別割</u> ____が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。
8 第1項又は第2項の標識を受けた者は、その標識を <u>き損</u> し、若しくは亡失し、又は <u>ま滅</u> したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の <u>き損</u> 又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として500円を納めなければならない。	8 第1項又は第2項の標識を受けた者は、その標識を <u>毀損</u> し、若しくは亡失し、又は <u>摩滅</u> したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の <u>毀損</u> 又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として500円を納めなければならない。
9 (略)	9 (略)
第99条～第149条 (略)	第99条～第149条 (略)
附 則	附 則

現行	改正案
第1条～第15条（略）	<p>第1条～第15条（略）</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u></p> <p><u>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の8第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第87条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第15条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、北海道が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>2 北海道知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をす</u></p>

現行	改正案
	<p><u>るものとする。</u></p> <p>3 北海道知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の6の規定により読み替えられた第88条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)</p> <p>第15条の4 当分の間、軽自動車税の環境性能割において、法第445条</p>

現行	改正案
	<p><u>第2項の規定の適用を受けるべき軽自動車は、第88条の2の規定にかかわらず、北海道が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車とする。</u></p> <p><u>2 前項の規定に該当する3輪以上の軽自動車に対して、法第445条第2項の規定を受けるための手続その他必要な事項については、この条例の規定にかかわらず、北海道における自動車税の環境性能割の課税免除の例による。</u></p> <p><u>第15条の5 市長は、当分の間、第88条の8の規定にかかわらず、北海道知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p> <p><u>第15条の6 第88条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「北海道知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割に係る徴收取扱費の交付)</u></p> <p><u>第15条の7 市は、北海道が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16</u></p>

現行	改正案									
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第 16 条 平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による 車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法</p>	<p><u>第 1 項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として北海道に交付する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p> <p><u>第 15 条の 8 営業用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 88 条の 4 の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>第 1 号</u></td><td><u>100 分の 1</u></td><td><u>100 分の 0.5</u></td></tr> <tr> <td><u>第 2 号</u></td><td><u>100 分の 2</u></td><td><u>100 分の 1</u></td></tr> <tr> <td><u>第 3 号</u></td><td><u>100 分の 3</u></td><td><u>100 分の 2</u></td></tr> </table> <p><u>2 自家用の 3 輪以上の軽自動車に対する第 88 条の 4(第 3 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100 分の 3」とあるのは、「100 分の 2」とする。</u></p> <p><u>3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 88 条の 4(第 2 号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</u></p> <p><u>第 16 条 法附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月</u></p>	<u>第 1 号</u>	<u>100 分の 1</u>	<u>100 分の 0.5</u>	<u>第 2 号</u>	<u>100 分の 2</u>	<u>100 分の 1</u>	<u>第 3 号</u>	<u>100 分の 3</u>	<u>100 分の 2</u>
<u>第 1 号</u>	<u>100 分の 1</u>	<u>100 分の 0.5</u>								
<u>第 2 号</u>	<u>100 分の 2</u>	<u>100 分の 1</u>								
<u>第 3 号</u>	<u>100 分の 3</u>	<u>100 分の 2</u>								

現行			改正案		
<u>附則第 30 条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する平成 31 年度分の軽自動車税</u> _____に係る第 89 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			<u>から起算して 14 年を経過した月の属する年度分</u> _____の軽自動車税の種別割に係る第 89 条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第 2 号ア	3,900 円	4,600 円	第 2 号ア(イ)	3,900 円	4,600 円
	6,900 円	8,200 円		6,900 円	8,200 円
	1 万 800 円	1 万 2,900 円		1 万 800 円	1 万 2,900 円
	3,800 円	4,500 円		3,800 円	4,500 円
	5,000 円	6,000 円		5,000 円	6,000 円
<u>2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税</u> _____に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には <u>平成 31 年度分の軽自動車税</u> _____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			<u>2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 89 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和 2 年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が<u>令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで</u>の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令和 3 年度分</u>の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u>		
第 2 号ア	3,900 円	1,000 円	第 2 号ア(イ)	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円		6,900 円	1,800 円
	1 万 800 円	2,700 円		1 万 800 円	2,700 円

現行			改正案
	3,800 円	1,000 円	第 2 号ア(ウ)b
	5,000 円	1,300 円	3,800 円
<hr/>			
3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる <u>3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)</u> に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税_____に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税_____に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			
第 2 号ア	3,900 円	2,000 円	第 2 号ア(イ)
	6,900 円	3,500 円	第 2 号ア(ウ)a
	1万800 円	5,400 円	1万800 円
	3,800 円	1,900 円	第 2 号ア(ウ)b
	5,000 円	2,500 円	3,800 円
<hr/>			
4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる <u>3輪以上の軽自動車</u> (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する			
うち <u>3輪以上のもの</u> (前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する			

現行			改正案																																
<p>第 89 条の規定の適用については、<u>当該軽自動車</u>が<u>平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税</u>に限り、<u>当該軽自動車</u>が<u>平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税</u>に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第 89 条の規定の適用については、<u>当該ガソリン軽自動車が平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>																																
<table border="1"> <tr> <td>第 2 号ア</td><td>3,900 円</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td></td><td>6,900 円</td><td>5,200 円</td></tr> <tr> <td></td><td>1 万 800 円</td><td>8,100 円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800 円</td><td>2,900 円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000 円</td><td>3,800 円</td></tr> </table>			第 2 号ア	3,900 円	3,000 円		6,900 円	5,200 円		1 万 800 円	8,100 円		3,800 円	2,900 円		5,000 円	3,800 円	<table border="1"> <tr> <td>第 2 号ア(イ)</td><td>3,900 円</td><td>3,000 円</td></tr> <tr> <td>第 2 号ア(ウ) a</td><td>6,900 円</td><td>5,200 円</td></tr> <tr> <td></td><td>1 万 800 円</td><td>8,100 円</td></tr> <tr> <td>第 2 号ア(ウ) b</td><td>3,800 円</td><td>2,900 円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000 円</td><td>3,800 円</td></tr> </table>			第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円	第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,200 円		1 万 800 円	8,100 円	第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円		5,000 円	3,800 円
第 2 号ア	3,900 円	3,000 円																																	
	6,900 円	5,200 円																																	
	1 万 800 円	8,100 円																																	
	3,800 円	2,900 円																																	
	5,000 円	3,800 円																																	
第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円																																	
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,200 円																																	
	1 万 800 円	8,100 円																																	
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円																																	
	5,000 円	3,800 円																																	
(軽自動車税の賦課徴収の特例)																																			
<p>第 17 条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>			<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p>																																
<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があるこ</p>			<p>第 17 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p>																																
<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があるこ</p>																																			

現行	改正案
<p>とを第 90 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税_____に関する規定(第 93 条及び第 94 条の規定を除く。)を適用する。</p>	<p>とを第 90 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税<u>の種別割</u>に関する規定(第 93 条及び第 94 条の規定を除く。)を適用する。</p>
<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税_____の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税<u>の種別割</u>の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</p>
<p>4 <u>第 2 項の規定の適用がある場合における第 10 条の規定の適用については、同条各号列記以外の部分中「納期限」とあるのは、「納期限(附則第 17 条第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p>	
<p>第 18 条～第 25 条 (略)</p>	<p>第 18 条～第 25 条 (略)</p>

恵庭市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）<第2条関係>

現行	改正案																															
第1条・第2条（略）	第1条・第2条（略）																															
附 則	附 則																															
第1条～第4条（略）	第1条～第4条（略）																															
<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る<u>新条例第89条及び新条例附則第16条</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>新条例第89条第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td></tr> <tr> <td></td><td>6,900円</td><td>5,500円</td></tr> <tr> <td></td><td>1万800円</td><td>7,200円</td></tr> <tr> <td></td><td>3,800円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td></td><td>5,000円</td><td>4,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>新条例附則第16条の表以外の部分 第89条 恵庭市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)</p>	新条例第89条第2号ア	3,900円	3,100円		6,900円	5,500円		1万800円	7,200円		3,800円	3,000円		5,000円	4,000円	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第89条第2号ア(イ)</td><td>3,900円</td><td>3,100円</td></tr> <tr> <td>第89条第2号ア(ウ)</td><td>6,900円</td><td>5,500円</td></tr> <tr> <td>a</td><td>1万800円</td><td>7,200円</td></tr> <tr> <td>第89条第2号ア(ウ)</td><td>3,800円</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>b</td><td>5,000円</td><td>4,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>附則第16条第1項 第89条 恵庭市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第14号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)</p>	第89条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円	第89条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円	a	1万800円	7,200円	第89条第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円	b	5,000円	4,000円	
新条例第89条第2号ア	3,900円	3,100円																														
	6,900円	5,500円																														
	1万800円	7,200円																														
	3,800円	3,000円																														
	5,000円	4,000円																														
第89条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円																														
第89条第2号ア(ウ)	6,900円	5,500円																														
a	1万800円	7,200円																														
第89条第2号ア(ウ)	3,800円	3,000円																														
b	5,000円	4,000円																														

現行			改正案		
		附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条			附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条
新条例附則第 16 条の表第 2 号アの項	第 2 号ア	平成 26 年改正条例 附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア	附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例 附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア(イ)
	3,900 円	3,100 円		3,900 円	3,100 円
	6,900 円	5,500 円	附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ)a の項	第 2 号ア(ウ)a	平成 26 年改正条例 附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア(ウ)a
	1 万 800 円	7,200 円		6,900 円	5,500 円
	3,800 円	3,000 円		1 万 800 円	7,200 円
	5,000 円	4,000 円	附則第 16 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ)b の項	第 2 号ア(ウ)b	平成 26 年改正条例 附則第 5 条の規定により読み替えて適用される第 89 条第 2 号ア(ウ)b

現行	改正案	
	3,800 円	3,000 円
	5,000 円	4,000 円

惠庭市税条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）<第3条関係>

現行	改正案																		
<p>附 則</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第17条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するものほか、惠庭市税条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">（略）</th> </tr> <tr> <th>第10条第3号</th> <th>第105条第1項 若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書での提出期限</th> <th>平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	（略）			第10条第3号	第105条第1項 若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書での提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限	（略）			<p>附 則</p> <p>第1条～第5条（略）</p> <p>（市たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第6条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった旧条例附則第17条に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ3級品」という。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。</p> <p>2～6（略）</p> <p>7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するものほか、惠庭市税条例第10条、第105条第4項及び第5項、第107条の2並びに第108条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">（略）</th> </tr> <tr> <th>第10条第3号</th> <th>第88条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書での提出期限</th> <th>平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	（略）			第10条第3号	第88条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書での提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限	（略）		
（略）																			
第10条第3号	第105条第1項 若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書での提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限																	
（略）																			
（略）																			
第10条第3号	第88条の6第1項の申告書、第105条第1項若しくは第2項の申告書又は第138条第1項の申告書での提出期限	平成27年改正条例附則第6条第6項の納期限																	
（略）																			

現行	改正案
8~14 (略) 第7条・第8条 (略)	8~14 (略) 第7条・第8条 (略)

議案第3号

恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原田 裕

記

恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

選挙事務に係る管理者等	選挙長	1万600円		
	投票所の投票管理者	1万2,600円		
	共通投票所の投票管理者	1万2,600円		
	期日前投票所の投票管理者	1万1,100円		

開票管理者	1万600円		
投票所の投票立会人	1万700円 ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、5,350円とする。		
共通投票所の投票立会人	1万700円 ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、5,350円とする。		
期日前投票所の投票立会人	9,500円 ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、4,750円とする。		
開票立会人	8,800円		
選挙立会人	8,800円		
外部立会人	1万700円 ただし、立会時間のうち一部の時間について従事する場合にあっては、1,260円に当該時間数を乗じて得た額とする。		

」を

「

選挙事務に係る管理者等	選挙長	1万800円		
	投票所の投票 管理者	1万2,800円 ただし、職務を行う時間内に交替する場合にあっては、6,400円とする。		
	共通投票所の投票 管理者	1万2,800円 ただし、職務を行う時間内に交替する場合にあっては、6,400円とする。		
	期日前投票所の投票 管理者	1万1,300円 ただし、職務を行う時間内に交替する場合にあっては、5,650円とする。		
	開票管理者	1万800円		
	投票所の投票 立会人	1万900円 ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、5,450円とする。		
	共通投票所の投票 立会人	1万900円 ただし、立会時間内に交替する場合にあっては、5,450		

		円とする。	
	期日前投票所 の投票立会人	9, 600円 ただし、立会時間内 に交替する場合に あっては、4, 800円とする。	
	開票立会人	8, 900円	
	選挙立会人	8, 900円	
	外部立会人	1万900円 ただし、立会時間の うち一部の時間に ついて従事する場 合にあっては、1, 280円に当該時 間数を乗じて得た 額とする。	

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。

恵庭市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表（抄）

現行			改正案		
第1条～第4条（略）			第1条～第4条（略）		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
区分	報酬		区分	報酬	
	日額	月額		日額	月額
（略）					
選挙事務に 係る管理者 等	選挙長	1万600円		選挙長	1万800円
	投票所の投 票管理者	1万2,600円			
	共通投票所 の投票管理 者	1万2,600円			
	期日前投票 所の投票管 理者	1万1,100円			
	開票管理者	1万600円			
	投票所の投 票立会人	1万700円 ただし、立会時 間に交替す る場合にあつ ては、5,350円			

参考資料

現行		改正案	
共通投票所	とする。 1万700円	期日前投票 所の投票管 理者	1万1,300円 ただし、職務を 行う時間内に 交替する場合 にあっては、 5,650 円とす る。
の投票立会 人	ただし、立会時 間内に交替す る場合にあつ ては、5,350円 とする。	開票管理者	1万800円
期日前投票 所の投票立 会人	9,500円 ただし、立会時 間内に交替す る場合にあつ ては、4,750円 とする。	投票所の投 票立会人	1万900円 ただし、立会時 間内に交替す る場合にあつ ては、5,450円 とする。
開票立会人	8,800円	共通投票所 の投票立会 人	1万900円 ただし、立会時 間内に交替す る場合にあつ ては、5,450円 とする。
選挙立会人	8,800円		
外部立会人	1万700円 ただし、立会時 間のうち一部 の時間につい て従事する場		

現行		改正案	
	<p>合にあっては、 1,260円に当該 時間数を乗じ て得た額とす る。</p>	<p>期日前投票 9,600円 所の投票立 ただし、立会時 会人 間内に交替す る場合にあつ ては、4,800円 とする。</p> <p>開票立会人 8,900円 選挙立会人 8,900円 外部立会人 1万900円 ただし、立会時 間のうち一部 の時間につい て従事する場 合にあっては、 1,280円に当該 時間数を乗じ て得た額とす る。</p>	
(略)		(略)	

現行	改正案
別表第2(第4条関係) (略)	別表第2(第4条関係) (略)

議案第4号

恵庭市廃棄物処理施設設置条例の一部改正について

恵庭市廃棄物処理施設設置条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

恵庭市廃棄物処理施設設置条例の一部を改正する条例

恵庭市廃棄物処理施設設置条例（昭和54年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表恵庭市ごみ処理場の項の次に次のように加える。

破碎施設	恵庭市盤尻255番地4
------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

恵庭市廃棄物処理施設設置条例新旧対照表（抄）

現行	改正案																		
<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>恵庭市ごみ処理場</td><td>恵庭市盤尻 255 番地 4</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		恵庭市ごみ処理場	恵庭市盤尻 255 番地 4	(略)		<p>第1条 (略)</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>恵庭市ごみ処理場</td><td>恵庭市盤尻 255 番地 4</td></tr> <tr> <td>破碎施設</td><td>恵庭市盤尻 255 番地 4</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		恵庭市ごみ処理場	恵庭市盤尻 255 番地 4	破碎施設	恵庭市盤尻 255 番地 4	(略)	
名称	位置																		
(略)																			
恵庭市ごみ処理場	恵庭市盤尻 255 番地 4																		
(略)																			
名称	位置																		
(略)																			
恵庭市ごみ処理場	恵庭市盤尻 255 番地 4																		
破碎施設	恵庭市盤尻 255 番地 4																		
(略)																			

議案第5号

惠庭市火災予防条例の一部改正について

惠庭市火災予防条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

惠庭市長 原 田 裕

記

惠庭市火災予防条例の一部を改正する条例

惠庭市火災予防条例（昭和38年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号ただし書中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「第17条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第17条第1項及び第19条第1項第5号ただし書中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第30条の6第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第30条の3第1項各号又は第30条の4第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第2号ただし書、第17条第1項及び第19条第1項第5号ただし書の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。

恵庭市火災予防条例新旧対照表（抄）

現行	改正案
<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（ストーブ）</p> <p>第5条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 気体燃料又は液体燃料を使用するストーブにあっては、前号アの規定に準じて設けること。ただし、<u>日本工業規格(工業標準化法(昭和24年法律第185号)第17条第1項に規定する日本工業規格をいう。以下同じ。)又は火災予防上これと同等以上の基準に適合していると認められるものにあっては、この限りでない。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>（避雷設備）</p> <p>第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2（略）</p>	<p>第1条～第4条（略）</p> <p>（ストーブ）</p> <p>第5条 ストーブ(移動式のものを除く。以下この条において同じ。)の構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 気体燃料又は液体燃料を使用するストーブにあっては、前号アの規定に準じて設けること。ただし、<u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項に規定する日本産業規格をいう。以下同じ。)又は火災予防上これと同等以上の基準に適合していると認められるものにあっては、この限りでない。</u></p> <p>(3)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>（避雷設備）</p> <p>第17条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2（略）</p>

現行	改正案
<p>第 18 条～第 18 条の 4 (略)</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第 19 条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。ただし、<u>日本工業規格</u>又は火災予防上これと同等以上の基準に適合していると認められる移動式ストーブ及び移動式こんろを使用する場合は、第 5 条第 3 号を準用する。</p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第 18 条～第 18 条の 4 (略)</p> <p>(液体燃料を使用する器具)</p> <p>第 19 条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。ただし、<u>日本産業規格</u>又は火災予防上これと同等以上の基準に適合していると認められる移動式ストーブ及び移動式こんろを使用する場合は、第 5 条第 3 号を準用する。</p> <p>(6)～(13) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第 20 条～第 30 条の 5 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第 30 条の 6 第 30 条の 2 から第 30 条の 4 の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 30 条の 3 第 1 項各号又は第 30 条の 4 第 1 項に掲げる住宅の部</p>	<p>第 20 条～第 30 条の 5 (略)</p> <p>(設置の免除)</p> <p>第 30 条の 6 第 30 条の 2 から第 30 条の 4 の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、次の各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。</p> <p>(1) 第 30 条の 3 第 1 項各号又は第 30 条の 4 第 1 項に掲げる住宅の部</p>

現行	改正案
<p>分にスプリンクラー設備(標示温度が 75 度以下で<u>作動時間が 60 秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(2)～(5) (略)</p>	<p>分にスプリンクラー設備(標示温度が 75 度以下で<u>種別が 1 種</u> <u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第 12 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>(6) 第 30 条の 3 第 1 項各号又は第 30 条の 4 第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成 20 年総務省令第 156 号)第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</p> <p>(7) (略)</p>
(6) (略)	
第 30 条の 7～第 56 条 (略)	第 30 条の 7～第 56 条 (略)

議案第6号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 物件の表示 財務会計システム構築

2 契約金額 32,381,856円

3 契約の相手方 札幌市中央区北四条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 菊谷秀吉

4 取得の目的 財務会計システムの老朽化に伴う再構築

5 契約の方法 隨意契約

参考資料

財務会計システム構築の内訳

No.	品名（形式）	数量
1	財務会計システム初期構築（ライセンス、適用費）	一式
2	データセンタ初期構築費	一式

議案第7号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 物件の表示 恵庭市役所本庁舎照明LED化事業

2 契約金額 24,786,000円

3 契約の相手方 恵庭市緑町2丁目10番10号
槌本電設工業株式会社
代表取締役 槙本明彦

4 取得の目的 恵庭市役所本庁舎照明のLED化

5 契約の方法 7者による指名競争入札

参考資料

指名競争入札参加業者一覧

野村電気株式会社

梶本電設工業株式会社

川本電気商会

日栄電機株式会社

アルファ電器ニューメディア店

北燃商事株式会社末広営業所

細川電機株式会社

以上 7者

恵庭市役所本庁照明LED化事業の内訳

No.	品名（形式）	数量	備考
1	直管LEDランプ	213台	地下1階
2	LEDシーリング スタンダードシリーズ 3, 3001m 6畳調光	2台	地下1階
3	コンパクト蛍光灯LED代替器具 36形3灯 電源ランプ	4台	地下1階
4	コンパクト蛍光灯LED代替ランプ（電源内蔵）36形	12本	地下1階
5	LEDベースダウンライトφ150	3個	地下1階
6	調光ユニット	一式	1階
7	直管LEDランプ	244本	1階
8	LEDベースダウンライトφ150	18個	1階
9	コンパクト蛍光灯LED代替器具 36形3灯 電源ランプ	12台	1階
10	コンパクト蛍光灯LED代替ランプ（電源内蔵）36形	75本	1階
11	埋込ベース照明SQシリーズφ450	2個	1階
12	グロー対応直管 15形 昼白色	1個	1階
13	RCバルブE39口金80001m 透明	1台	1階
14	RCバルブ専用電源 E39	1台	1階
15	RCバルブE26口金40001m 透明	2台	1階
16	RCバルブ専用電源 E26	2台	1階
17	調光ユニット	一式	2階
18	直管LEDランプ HE160S 40形	234本	2階
19	直管LEDランプ ECOHiLUX HE160S	39本	2階
20	LEDベースダウンライトφ150	20個	2階
21	コンパクト蛍光	32台	2階

2 2	コンパクト蛍光灯LED代替器具 36形3灯 電源ランプ	8台	2階
2 3	コンパクト蛍光灯LED代替ランプ（電源内蔵）36形	126本	2階
2 4	直管LEDランプ	164本	3階
2 5	LEDベースダウンライトΦ150	8個	3階
2 6	ECOH i LUX CPⅡ コンパクト蛍光	16台	3階
2 7	コンパクト蛍光灯LED代替器具 36形3灯 電源ランプ	8台	3階
2 8	コンパクト蛍光灯LED代替ランプ（電源内蔵）36形	123本	3階
2 9	直管LEDランプ	9本	塔屋階
3 0	LEDダウンライト 大光量タイプ 埋込穴径Φ200	60台	塔屋階
3 1	LEDダウンライトΦ175－Φ125 18灯 1／2配 光角50	18台	塔屋階
3 2	コンパクト蛍光灯LED代替ランプ（電源内蔵）36形	12本	塔屋階

議案第8号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 物件の表示 議場音響設備及び議会中継システム等一式

2 契約金額 19,470,000円

3 契約の相手方 札幌市中央区北四条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合
組合長 菊谷秀吉

4 取得の目的 議場音響設備及び議会中継システムの老朽化に伴う更新

5 契約の方法 隨意契約

参考資料

議場音響設備及び議会中継システム等一式の内訳

No.	品名（形式）	数量
1	議場内機器（会議ユニット、マイクロホン等）	一式
2	書記席機器（議会中継用エンコード装置等）	一式
3	議場後操作員席機器（議会運営コントロールシステム等）	一式
4	庁内配信用装置	一式
5	工事費	一式
6	ソフトウェア、サーバーセットアップ、サーバー調整費	一式
7	既存機器撤去処分費	一式
8	運搬・諸経費	一式

議案第9号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 物件の表示 小型除雪車

(ロータリ除雪車1.3m／700t級、装備幅1.5m以下・草刈装置付)

2 契約金額 26,675,000円

3 契約の相手方 岩見沢市幌向北一条2丁目580番地

開発工建株式会社

代表取締役 奈良和康

4 取得の目的 歩道専用のロータリ除雪車の更新

5 契約の方法 3者による指名競争入札

参考資料

指名競争入札参加業者一覧

北海道川崎建機株式会社札幌支店

開発工建株式会社

ナラサキ産業株式会社北海道支社

以上 3 者

議案第10号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

1 物件の表示 恵庭市立小学校電子黒板等ICT機器一式

2 契約金額 43,923,600円

3 契約の相手方 恵庭市島松寿町1丁目16番地2

トーエイ株式会社

代表取締役 石川俊則

4 取得の目的 和光小学校及び若草小学校におけるICT環境の整備

5 契約の方法 9者による指名競争入札

参考資料

指名競争入札参加業者一覧

株式会社カミノ恵庭支店

株式会社報業社恵庭店

株式会社ホクト商会

野村家電販売株式会社

株式会社ノースダイヤル

トーエイ株式会社

日栄電機株式会社

たけやま書店

株式会社北海教材社恵庭営業所

以上 9 者

恵庭市立小学校電子黒板等 I C T 機器一式の内訳

No.	品名（形式）	数量
1	ディスプレイタイプ65型電子黒板	45台
2	ディスプレイタイプ60型電子黒板	4台
3	電子黒板用ノート型パソコン	49台
4	デジタルチューナー	49台
5	機器取付設定	各一式

議案第11号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第10号）
第3条の規定により、財産を次のとおり取得することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

- 1 物件の表示 恵明中学校、柏陽中学校教育用コンピュータ機器等一式
- 2 契約金額 14,796,000円
- 3 契約の相手方 恵庭市漁町138番地
野村家電販売株式会社
代表取締役 野 村 孝 雄
- 4 取得の目的 恵明中学校及び柏陽中学校におけるパソコン教室の機器の更新及び整備
- 5 契約の方法 9者による指名競争入札

参考資料

指名競争入札参加業者一覧

株式会社カミノ恵庭支店

株式会社報業社恵庭店

株式会社ホクト商会

野村家電販売株式会社

株式会社ノースダイヤル

トーエイ株式会社

日栄電機株式会社

たけやま書店

株式会社北海教材社恵庭営業所

以上 9 者

恵明中学校、柏陽中学校教育用コンピュータ機器等一式の内訳

No.	品名（形式）	数量
1	パソコン教室サーバー及び周辺機器	各一式
2	タブレットパソコン教師用	2台
3	タブレットパソコン生徒用	80台
4	インクジェットプリンター	4台
5	モノクロレーザープリンター	2台
6	環境復元ソフト、filtratingソフト	80式
7	学習用ソフト	各一式
8	機器取付設定	各一式

議案第12号

市道の認定及び変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、市道を次のとおり認定及び変更することについて議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

記

市道認定路線

路線番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1532	戸磯工業団地5番線	戸磯445番地1	
		戸磯447番地3	

市道変更路線

路線番号	旧 新 別	路線名	起点終点	重要な経過地
169	旧 新	恵庭中央6号線	相生町58	
			相生町67	
			相生町58	
			相生町1番地1	

参考資料

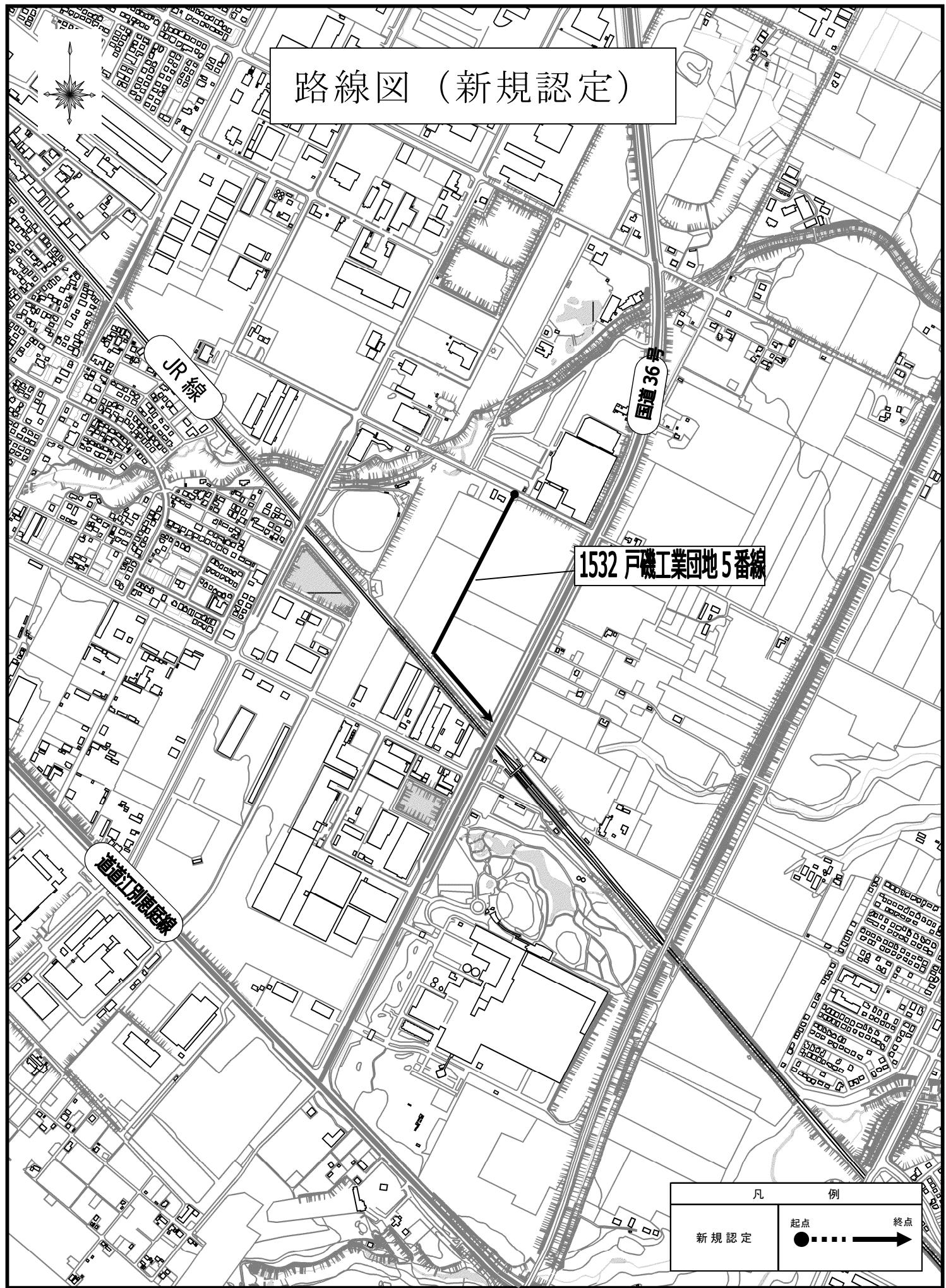
市道認定路線

路線番号	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
1532	戸磯工業団地5番線	14.0m	539.5m	556.0m

市道変更路線

路線番号	旧 新 別	路線名	敷地幅員	実延長	総延長
169	旧	恵庭中央6号線	8.0m	266.8m	283.3m
	新		8.0m	230.0m	249.1m

路線図（新規認定）



114

路線図（変更）

国道 36 号

169 恵庭中央 6 号線

道道江別厚岸
支線

拡大図 1 : 1000

縮尺 1 : 10000
100 50 0 100 200 300 400 500

115

凡 例	
変更路線	起点 ----- 終点

議案第13号

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更することに關し協議することについて、同法第290条の規定により議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原田 裕

記

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

北海道市町村職員退職手当組合規約新旧対照表（抄）

現行		改正案																																											
第1条～第15条（略）		第1条～第15条（略）																																											
別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合		別表 組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合																																											
(1)（略）		(1)（略）																																											
(2) 一部事務組合及び広域連合		(2) 一部事務組合及び広域連合																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																																			
区分	一部事務組合及び広域連合																																												
(略)																																													
区分	一部事務組合及び広域連合																																												
(略)																																													
空知管内	長幌上水道企業団、北空知衛生センター組合、奈井江、浦臼町学校給食組合、空知教育センター組合、中空知衛生施設組合、南空知公衆衛生組合、中空知広域市町村圏組合、西空知広域水道企業団、滝川地区広域消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合、砂川地区保健衛生組合、 <u>北空知葬斎組合</u> 、月新水道企業団、桂沢水道企業団、北空知広域水道企業団、石狩川流域下水道組合、中空知広域水道企業団、南空知葬斎組合、空知中部広域連合	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td colspan="2"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>日高管内</td><td>日高東部衛生組合、<u>日高地区交通災害共済組合</u>、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合</td><td> <table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td colspan="2"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>十勝管</td><td>南十勝複合事務組合、<u>池北三町行政事務組合</u>、北十勝2</td><td colspan="2"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr></tbody></table>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)		(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)		日高管内	日高東部衛生組合、 <u>日高地区交通災害共済組合</u> 、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td colspan="2"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>十勝管</td><td>南十勝複合事務組合、<u>池北三町行政事務組合</u>、北十勝2</td><td colspan="2"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)		(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)		十勝管	南十勝複合事務組合、 <u>池北三町行政事務組合</u> 、北十勝2	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																																									
区分	一部事務組合及び広域連合																																												
(略)																																													
(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																																									
区分	一部事務組合及び広域連合																																												
(略)																																													
日高管内	日高東部衛生組合、 <u>日高地区交通災害共済組合</u> 、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高中部衛生施設組合、日高西部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高中部広域連合	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td colspan="2"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> <tr> <td>十勝管</td><td>南十勝複合事務組合、<u>池北三町行政事務組合</u>、北十勝2</td><td colspan="2"> <table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)		(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)		十勝管	南十勝複合事務組合、 <u>池北三町行政事務組合</u> 、北十勝2	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																																									
区分	一部事務組合及び広域連合																																												
(略)																																													
(略)	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																																									
区分	一部事務組合及び広域連合																																												
(略)																																													
十勝管	南十勝複合事務組合、 <u>池北三町行政事務組合</u> 、北十勝2	<table border="1"> <tbody> <tr> <td colspan="2"> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table> </td></tr> </tbody> </table>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>一部事務組合及び広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </tbody> </table>		区分	一部事務組合及び広域連合	(略)																																									
区分	一部事務組合及び広域連合																																												
(略)																																													

現行	改正案
内 町環境衛生処理組合、とかち広域消防事務組合 (略)	内 町環境衛生処理組合、とかち広域消防事務組合 (略)

議案第14号

北海道市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することに關し協議することについて、同法第290条の規定により議決を求める。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原田 裕

記

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1空知総合振興局（33）の項中「(33)」を「(32)」に改め、「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高振興局（16）の項中「(16)」を「(15)」に改め、「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝総合振興局（24）の項中「(24)」を「(23)」に改め、「、池北三町行政事務組合」を削る。

別表第2の9の項中「、北空知葬斎組合」、「、日高地区交通災害共済組合」及び「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

北海道市町村総合事務組合規約新旧対照表（抄）

現行		改正案	
第1条～第15条（略）		第1条～第15条（略）	
別表第1(第2条関係) 組合を組織する地方公共団体		別表第1(第2条関係) 組合を組織する地方公共団体	
管内	市町村・一部事務組合及び広域連合	管内	市町村・一部事務組合及び広域連合
	(略)		(略)
空知総合振興局(33)	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、 <u>北空知葬斎組合</u> 、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合	空知総合振興局(32)	歌志内市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合_____、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、滝川地区広域消防事務組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合
	(略)		(略)
日高振興局(16)	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、 <u>日高地区交通災害共済組合</u> 、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構	日高振興局(15)	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合_____、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構

現行		改正案	
十勝総合振興局(24)	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合	十勝総合振興局(23)	音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、北十勝2町環境衛生処理組合 _____、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合
(略)		(略)	

別表第2(第3条関係)

共同処理する事務	共同処理する団体	
(略)		
9 地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第69条の規定に基づく非常勤の職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、	当別町、新篠津村、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、せたな町、今金町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、俱知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、

現行	改正案
上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、劍淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壯瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町	上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、劍淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、増毛町、小平町、苦前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、豊浦町、洞爺湖町、壯瞥町、白老町、安平町、厚真町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町、石狩北部地区消防事務組合、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター組合、札幌広域圏組合、北海道後期高齢者医療広域連合、道央廃棄物処理組合、山越郡衛生処理組合、南渡島消防事務組合、渡島西部広域事務組合、南渡島衛生施設組合、渡島廃棄物処理広域連合、渡島・檜山地方税滞納整理機構、南部桧山衛生処理組合、檜山広域行政組合、江差町

現行	改正案
<p>・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合、<u>北空知葬斎組合</u>、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・</p>	<p>・上ノ国町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部後志衛生施設組合、北後志衛生施設組合、羊蹄山麓環境衛生組合、羊蹄山ろく消防組合、北後志消防組合、岩内・寿都地方消防組合、岩内地方衛生組合、南部後志環境衛生組合、後志教育研修センター組合、後志広域連合、北空知衛生施設組合、南空知消防組合、月新水道企業団、西空知広域水道企業団、北空知広域水道企業団、長幌上水道企業団、奈井江、浦臼町学校給食組合、南空知公衆衛生組合、桂沢水道企業団、岩見沢地区消防事務組合、北空知衛生センター組合_____、南空知葬斎組合、深川地区消防組合、空知中部広域連合、北空知圏学校給食組合、士別地方消防事務組合、大雪消防組合、大雪葬斎組合、大雪浄化組合、大雪清掃組合、愛別町外3町塵芥処理組合、上川北部消防事務組合、名寄地区衛生施設事務組合、大雪地区広域連合、富良野広域連合、上川広域滞納整理機構、留萌消防組合、北留萌消防組合、西天北五町衛生施設組合、羽幌町外2町村衛生施設組合、留萌南部衛生組合、利尻郡学校給食組合、利尻郡清掃施設組合、南宗谷消防組合、利尻礼文消防事務組合、稚内地区消防事務組合、南宗谷衛生施設組合、利尻島国民健康保険病院組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・</p>

現行	改正案
<p>津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合、<u>日高地 区交通災害共済組合</u>、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合、池北三町行政事務組合、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合</p>	<p>津別広域事務組合、斜里地区消防組合、斜里郡3町終末処理事業組合、西紋別地区環境衛生施設組合、北見地区消防組合、広域紋別病院企業団、安平・厚真行政事務組合、胆振東部日高西部衛生組合、胆振東部消防組合、西胆振行政事務組合、日高西部消防組合、日高中部消防組合、日高東部消防組合、平取町外2町衛生施設組合、日高東部衛生組合、日高中部衛生施設組合</p> <hr/> <p>、日高中部広域連合、日高管内地方税滞納整理機構、北十勝2町環境衛生処理組合</p> <hr/> <p>、南十勝複合事務組合、十勝圏複合事務組合、十勝中部広域水道企業団、とかち広域消防事務組合、川上郡衛生処理組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路白糠工業用水道企業団、釧路・根室広域地方税滞納整理機構、根室北部衛生組合、根室北部消防事務組合、中標津町外2町葬斎組合、根室北部廃棄物処理広域連合</p>
(略)	(略)

議案第15号

令和元年度恵庭市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度恵庭市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268,897千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27,722,623千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

令和元年6月17日提出

恵庭市長 原 田 裕

第一表 歳入歳出予算補正
第歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国 庫 支 出 金		4,969,249	154,770	5,124,019
	2. 国 庫 補 助 金	1,330,371	154,770	1,485,141
17. 道 支 出 金		2,212,625	47	2,212,672
	3. 委 託 金	167,990	47	168,037
19. 寄 附 金		510	190	700
	1. 寄 附 金	510	190	700
21. 繰 越 金		111,441	30,618	142,059
	1. 繰 越 金	111,441	30,618	142,059
22. 諸 収 入		421,883	7,172	429,055
	5. 雑 入	295,577	7,172	302,749
23. 市 債		2,284,100	76,100	2,360,200
	1. 市 債	2,284,100	76,100	2,360,200
歳 入	合 計	27,453,726	268,897	27,722,623

歳 出

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総 務 費		1,651,286	26,561	1,677,847
	1. 総 務 管 理 費	1,421,506	26,514	1,448,020
	4. 選 挙 費	97,333	47	97,380
3. 民 生 費		10,355,821	2,471	10,358,292
	1. 社 会 福 祉 費	4,919,623	308	4,919,931
	2. 児 童 福 祉 費	3,736,261	2,163	3,738,424
4. 衛 生 費		2,701,750	140	2,701,890
	2. 保 健 体 育 費	242,436	140	242,576
6. 農 林 水 産 業 費		583,448	603	584,051
	1. 農 林 費	583,448	603	584,051
9. 消 防 費		176,150	7,172	183,322
	1. 消 防 費	176,150	7,172	183,322
10. 教 育 費		1,896,179	231,950	2,128,129
	1. 教 育 総 務 費	484,425	407	484,832
	2. 小 学 校 費	566,668	95,069	661,737
	3. 中 学 校 費	297,540	136,398	433,938
	4. 社 会 教 育 費	547,546	76	547,622
歳 出	合 計	27,453,726	268,897	27,722,623

第二表 地方債補正

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
学校教育施設整備事業債	179,100	255,200

令和元年度恵庭市一般会計補正予算（第2号）説明書

1 総 括
(歳 入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金	千円 4,969,249	千円 154,770	千円 5,124,019
17. 道 支 出 金	2,212,625	47	2,212,672
19. 寄 附 金	510	190	700
21. 繰 越 金	111,441	30,618	142,059
22. 諸 収 入	421,883	7,172	429,055
23. 市 債	2,284,100	76,100	2,360,200
歳 入 合 計	27,453,726	268,897	27,722,623

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一 般 財 源	
				特 定 財 源					
				国 支 出 金	道 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2. 総 務 費	千円 1,651,286	千円 26,561	千円 1,677,847	千円 0	千円 47	千円 0	千円 0	千円 26,514	
3. 民 生 費	10,355,821	2,471	10,358,292	0	0	0	0	2,471	
4. 衛 生 費	2,701,750	140	2,701,890	0	0	0	0	140	
6. 農 林 水 産 業 費	583,448	603	584,051	0	0	0	0	603	
9. 消 防 費	176,150	7,172	183,322	0	0	0	7,172	0	
10. 教 育 費	1,896,179	231,950	2,128,129	154,770	0	76,100	190	890	
歳 出 合 計	27,453,726	268,897	27,722,623	154,770	47	76,100	7,362	30,618	

2. 歳入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教 育 費 国 庫 补 助 金	千円 175,850	千円 154,770	千円 330,620	1 小学校費補助金	千円 59,520	千円 小学校防災力向上事業費 59,520
				2 中学校費補助金	95,250	中学校防災力向上事業費 95,250
計	1,330,371	154,770	1,485,141			

(款) 17 道支出金

(項) 3 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務費委託金	千円 166,538	千円 47	千円 166,585	6 参議院議員選挙費 委 託 金	千円 47	千円 参議院議員選挙費委託金 47
計	167,990	47	168,037			

134

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 寄 附 金	千円 510	千円 190	千円 700	1 寄 附 金	千円 190	千円 子どもの読書活動を支える寄附 190
計	510	190	700			

(款) 21 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 繰 越 金	千円 111,441	千円 30,618	千円 142,059	1 繰 越 金	千円 30,618	千円 繰越金 30,618
計	111,441	30,618	142,059			

(款) 22 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雜 入	千円 295,577	千円 7,172	千円 302,749	12 雜 入	千円 7,172	北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業交付金 7,172
計	295,577	7,172	302,749			

(款) 23 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
6 教 育 債	千円 240,600	千円 76,100	千円 316,700	1 教 育 債	千円 76,100	小学校防災力向上事業債 中学校防災力向上事業債 35,200 40,900
計	2,284,100	76,100	2,360,200			

3. 歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
16まちづくり 推進 基 金 費	千円 553	千円 26,514	千円 27,067	千円	千円	千円	千円 26,514	25積立金	千円 26,514	千円 1. まちづくり推進基金積立金 積立金 (26,514) 26,514
計	553	26,514	27,067				26,514			

(項) 4 選挙費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
2参議院議員 選 挙 費	千円 34,336	千円 47	千円 34,383	千円 道	千円 47	千円	千円	1報酬	千円 47	千円 1. 参議院議員選挙費 報酬 (47) 47
計	34,336	47	34,383	47						

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				国道支出金	地 方 債	そ の 他				
1社会福 祉 総 務 費	千円 209,936	千円 308	千円 210,244	千円	千円	千円	千円 308	25積立金	千円 308	千円 2. 社会福祉事業推進基金積立金 積立金 (308) 308
計	209,936	308	210,244				308			

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				國道支出金	地 方 債	そ の 他				
4子育て支援 推 進 費	千円 2,133,302	千円 2,163	千円 2,135,465	千円	千円	千円	千円 2,163	千円 25積立金	千円 2,163	千円 19. 子育て基金積立金 (2,163) 積立金 2,163
計	2,133,302	2,163	2,135,465				2,163			

(款) 4 衛生費

(項) 2 保健体育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				國道支出金	地 方 債	そ の 他				
1運動 ス ポ ー ツ 振 興 費	千円 43,212	千円 140	千円 43,352	千円	千円	千円	千円 140	千円 25積立金	千円 140	千円 6. スポーツ振興基金積立金 (140) 積立金 140
計	43,212	140	43,352				140			

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農林費

目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		
				國道支出金	地 方 債	そ の 他				
3農業振興費	千円 54,368	千円 603	千円 54,971	千円	千円	千円	千円 603	千円 25積立金	千円 603	千円 7. 農業振興基金積立金 (603) 積立金 603
計	54,368	603	54,971				603			

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				國道支出金	地 方 債	そ の 他				
5災害対策費	千円 13,681	千円 7,172	千円 20,853	千円	千円	千円 7,172 諸収入	千円	18備品購入費	千円 7,172	千円 1. 災害対策費 備品購入費 (7,172) 7,172
計	13,681	7,172	20,853			7,172				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				國道支出金	地 方 債	そ の 他				
1教 育 委 員 会 費	千円 167,650	千円 407	千円 168,057	千円	千円	千円	千円 407	25積立金	千円 407	千円 8. 高等学校等入学準備金基金積立金 積立金 (407) 407
計	167,650	407	168,057				407			

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				國道支出金	地 方 債	そ の 他				
1学校管理費	千円 193,228	千円 280	千円 193,508	千円	千円	千円 140 寄附金	千円 140	11需用費	千円 280	千円 2. 学校図書館費 需用費 消耗品費 (280) 280 280
3学校整備費	237,737	94,789	332,526	59,520	35,200		69	15工事請負費	94,789	6. 小学校防災力向上事業費 工事請負費 (94,789) 94,789
計	430,965	95,069	526,034	59,520	35,200	140	209			

(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1学校管理費	千円 130,840	千円 100	千円 130,940	千円	千円	千円 50 寄附金	千円 50	11需用費	千円 100	千円 2. 学校図書館費 (100) 需用費 100 消耗品費 100	
3学校整備費	93,094	136,298	229,392	95,250 国	40,900		148	15工事請負費	136,298	6. 中学校防災力向上事業費 (136,298) 工事請負費 136,298	
計	223,934	136,398	360,332	95,250	40,900	50	198				

(項) 4 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
2青少年女性等 教 育 費	千円 19,623	千円 76	千円 19,699	千円	千円	千円	千円 76	25積立金	千円 76	千円 8. 青少年・文化振興基金積立金 (76) 積立金 76	
計	19,623	76	19,699				76				

説明資料

(一般会計)

(千円)

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	16 まちづくり推進基金費	1 まちづくり推進基金積立金	26,514					26,514	えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,355件 ふるさと納税事業経費積立 1,984件
2 総務費	4 選挙費	2 参議院議員選挙費	1 参議院議員選挙費	47		47				報酬額の改定に伴う参議院議員選挙費の増額
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	2 社会福祉事業推進基金積立金	308					308	えにわ・花子さん愛情寄附積立 57件
3 民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	19 子育て基金積立金	2,163					2,163	えにわ・花子さん愛情寄附積立 393件
4 衛生費	2 保健体育費	1 運動スポーツ振興費	6 スポーツ振興基金積立金	140					140	えにわ・花子さん愛情寄附積立 22件
6 農林水産業費	1 農林費	3 農林振興費	7 農業振興基金積立金	603					603	えにわ・花子さん愛情寄附積立 107件
9 消防費	1 消防費	5 災害対策費	1 災害対策費	7,172				7,172		北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業の実施
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	8 高等学校等入学準備金基金積立金	407					407	えにわ・花子さん愛情寄附積立 41件
10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	2 学校図書館費	280				140	140	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書の購入 2件
10 教育費	2 小学校費	3 学校整備費	6 小学校防災力向上事業費	94,789	59,520		35,200		69	補助事業採択による新規事業の実施
10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	2 学校図書館費	100				50	50	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書の購入 1件
10 教育費	3 中学校費	3 学校整備費	6 中学校防災力向上事業費	136,298	95,250		40,900		148	補助事業採択による新規事業の実施
10 教育費	4 社会教育費	2 青少年女性等教育費	8 青少年・文化振興基金積立金	76					76	えにわ・花子さん愛情寄附積立 14件
合 計				268,897	154,770	47	76,100	7,362	30,618	一般財源の内訳 繰越金 30,618